

資料

減免制度の現状と課題

札幌市都市局市街地整備部
住宅課（住宅管理担当）

① 減免基準額のあり方

➡ 現行の減免基準額(74,000円)は、平成23年度の標準世帯の生活保護費がベースとなっているが、その後、2度生活保護費が引き下げられている。

② 最低負担額・全額免除のあり方

➡ 現行の最低負担額(4,200円)は、市営住宅の維持管理費用を考慮し設定した額であるが、現行基準において適用例が極めて少ない。

③ 負担率・負担率区分のあり方

➡ 現行では本来家賃に対する負担率は90%から40%までの4区分となっているが、減免世帯の8割を超える世帯が負担率40%以下となっている。

① 減免基準額のあり方

公営住宅家賃減免制度の考え方

【旧公営住宅法】(昭和26年法律第193号)

第12条第2項

「事業主体は、前項の規定にかかわらず、収入が著しく低額であることその他特別の事情がある場合において家賃の減免を必要とすると認める者に対して、家賃を減免することができる。」

【昭和34年建設省住宅局長通知】「公営住宅の家賃の減免について(一部抜粋)」

一 減免対象

- ・収入が、失職その他の事情により著しく低額である場合
- ・「著しく低額」の基準は、生活保護法に基づく地域指定表の区分に応じた基準額以下である場合・・



生活保護基準に基づいた基準設定

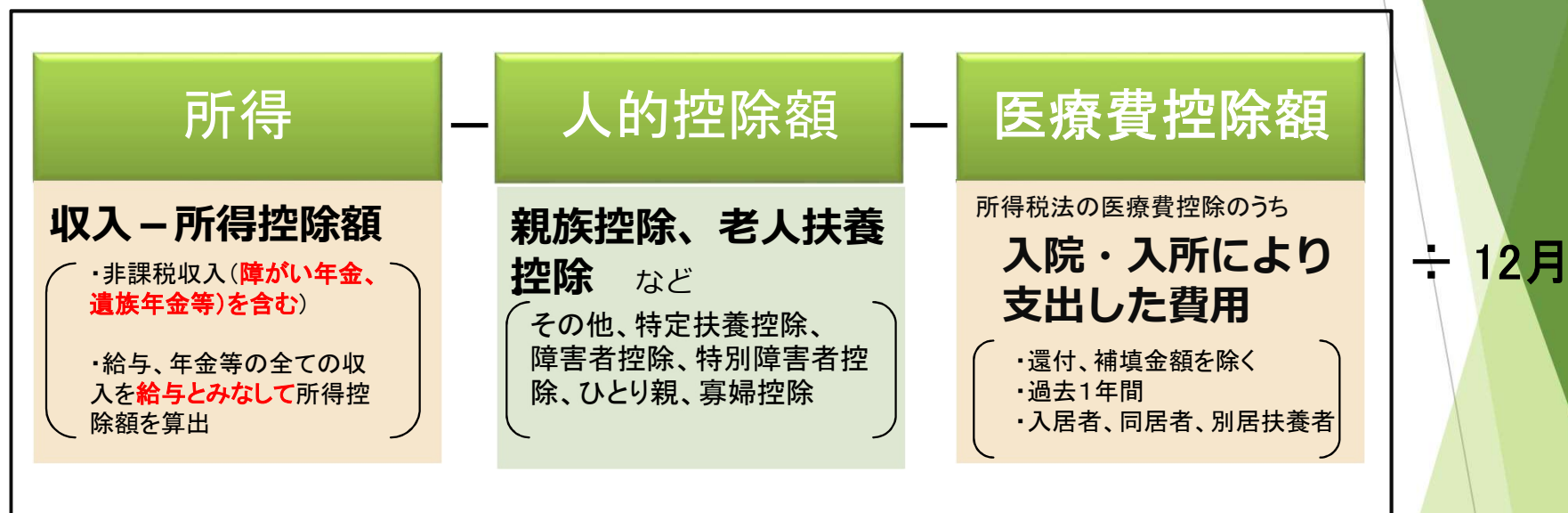
現在の根拠

【公営住宅法】 第16条第4項

「事業主体は、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。」

現行の減免制度について (1)

<減免認定における月収>



上記で算出した月収 ≤ 74,000円

減免対象者

例えば、世帯主給与収入10万円／月で、同居親族1人（親族控除額38万円②）の場合、10万円×12か月＝120万円①、給与年収120万円から所得税法による所得控除額55万円を差し引き、さらに親族控除額を差し引くと（120万円①－55万円－38万円②）÷12月＝22,500円（月収）22,500円≤74,000円なので、減免対象者となる。

現行の減免制度について (2)

<月収別の家賃負担額>

減免認定における 月 収 額 (円)	家 賃 負担率 (%)	(減額率) (%)
0 (※)	0 (免除)	(100)
0 ~ 28,000	40	(60)
28,001 ~ 43,000	60	(40)
43,001 ~ 58,000	80	(20)
58,001 ~ 74,000	90	(10)

(減免後家賃の算定方法)

$$\text{減免後家賃} = \text{本来家賃} \times \text{家賃負担率}$$

減免後の家賃が4,200円を下回る場合は、4,200円となる。

適用例は別紙1のとおり

◆全額免除の基準 (札幌市営住宅条例施行規則第29条の3)

- ①失職、病気その他の特別な事情により、世帯が無収入であると認められる場合。
- ②病気、災害その他特別な事情により支出した費用がある場合で当該費用が世帯の収入と同程度以上であるとき。
- ③生活保護世帯で、長期入院等の理由により住宅扶助が停止されたとき。

生活保護制度の考え方

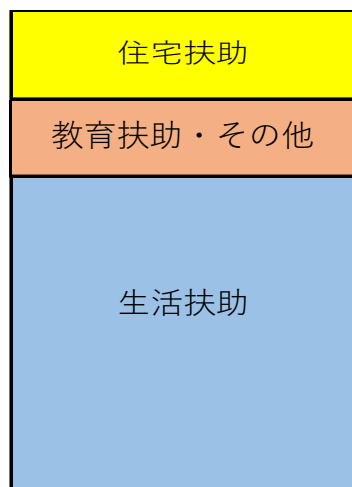
◆ 生活保護制度とは

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。原則として、くらしをともにしている「世帯」を単位におこなわれ、世帯の収入と最低生活費を比べて、保護が必要かどうかを決定し、最低生活費に足りない分が生活保護費として支給されます。

◆ 最低生活費とは

- ・生活扶助...食費・光熱水費・医療費・家具、電化製品等の更新費などの費用
 - ・住宅扶助...家賃など住まいの費用
 - ・教育扶助...義務教育にかかる費用（学校で使用する学用品や給食費など）
- その他、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助などがあります。

（札幌市ホームページ 生活保護制度より一部抜粋）



最低生活費（H23年基準）

標準世帯（父33歳、母29歳、子4歳の三人世帯）

この世帯の最低生活費の合計は 217,330円/月

※標準世帯：第2回社会保障審議会生活保護基準部会（平成23年5月24日）

資料3：生活保護基準の体系等について（厚生労働省社会・擁護局保護課）より

生活保護基準（最低生活費）と減免基準の考え方

- ① 生活保護世帯(資料5ページの標準世帯)の最低生活費月額から年間の保護費合計額を計算
 $217,330(\text{円/月}) \times 12(\text{月}) = 2,607,960(\text{円})$
- ② 年間の保護費合計額を給与所得と見立てて政令で規定された所得計算※を実施
 $2,607,960(\text{円}) \Rightarrow 2,604,000(\text{円})$ (4000で割り小数点以下を切り捨てた後4000を掛ける※)
 $2,604,000(\text{円}) \times 0.7 - 80,000 = 1,742,800(\text{円}) \leftarrow \text{年間所得}$
※ 国税庁ホームページ:給与所得控除の計算方法等より
- ③ 上記②で算出した年間所得から該当する控除をひく
 $1,742,800(\text{円}) - 860,000(\text{円}) = 882,800(\text{円})$
※標準世帯における控除は、基礎控除10万円、扶養控除38万円×2名の計86万円
- ④ 上記③を12で割り1か月あたりの金額を算出
 $882,800(\text{円}) \div 12(\text{月}) = 73,566 \div \underline{74,000(\text{円})}$



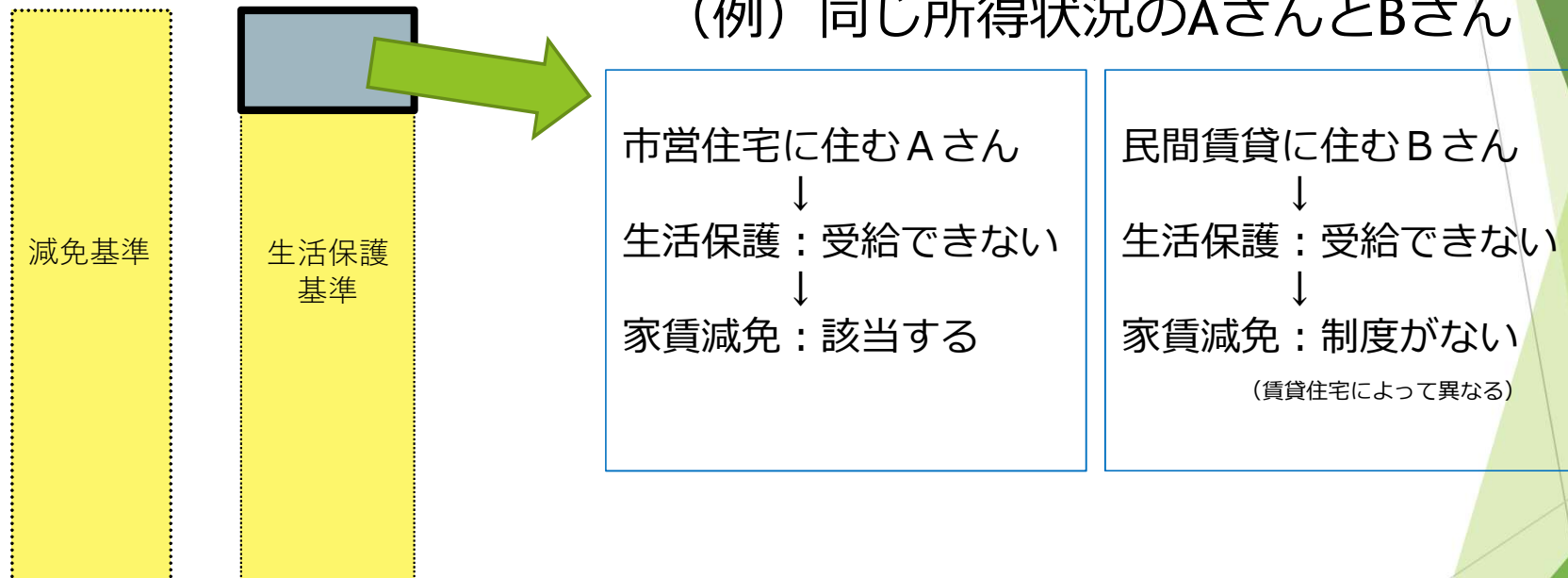
当時(H23)の生活保護基準から換算した現行減免基準額

生活保護基準（最低生活費）と減免基準の考え方

		(単位：円)	
生活保護基準		H23年度 標準3人世帯	R 4 年度 標準3人世帯
	世帯構成	33歳(男)29歳(女)4歳(子)	33歳(男)29歳(女)4歳(子)
	生活扶助（夏）	152,970	152,120
	生活扶助（冬）	188,910	172,740
	期末一時扶助	40,620	22,720
	住宅扶助	46,000	46,000
	年額総計	※ 2,607,960	2,544,500
減免基準への換算	A 給与所得換算	※ 1,642,800	1,700,800
	B 親族控除	760,000	760,000
	C その他控除	0	100,000
	政令月収換算	73,566	70,066
	A - (控除合計) / 12		
	減免基準額	74,000（現行基準）	70,000 （R4生活保護基準から 換算した場合）
※H23当時の計算式で算出			

乖離が生じるとどのような影響があるのか？

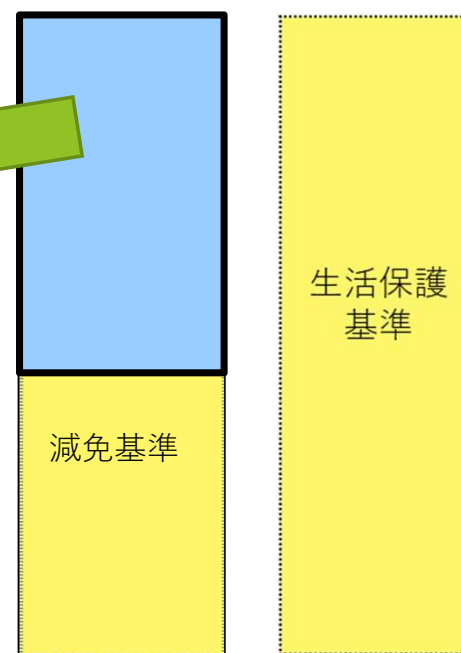
◆生活保護基準が減免基準を下回る場合



乖離が生じるとどのような影響があるのか？

◆生活保護基準が減免基準を上回る場合

- ・生活保護は受給可能である。
- ・市住家賃の減免は非該当である。



検討事項①

生活保護制度の生活扶助基準は5年ごとに見直し

平成16年の社会保障審議会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の提言を受け、平成19年以降、定期的に生活扶助基準の検証を実施（**別紙2「生活扶助基準の改定状況」**）。

平成20年；原油価格の高騰等を勘案し、基準額は据え置き

平成25年；検証結果を踏まえ、**H25/8～H27にかけ段階的に引き下げ**

平成30年；検証結果を踏まえ、**H30/10～R2/10にかけ段階的に引き下げ**



次回見直しが令和5年である中、令和5年4月に新基準を実施することの可否

検討事項②

採用するモデル世帯について

現行制度は、生活保護における「標準世帯」をモデルとして、減免基準を換算している。

現行の標準世帯（33歳男、29歳女、4歳子の3人世帯）は、昭和61年から現在に至るまで不変。基準の改定に際して、生活扶助基準の基軸となる世帯として活用され続けている。

一方、現在の市営住宅入居者の世帯構成は次ページのとおり、単身または二人世帯が多く、標準世帯とは年齢も世帯人数も乖離している。



このまま標準世帯を採用することの可否

市営住宅の世帯構成

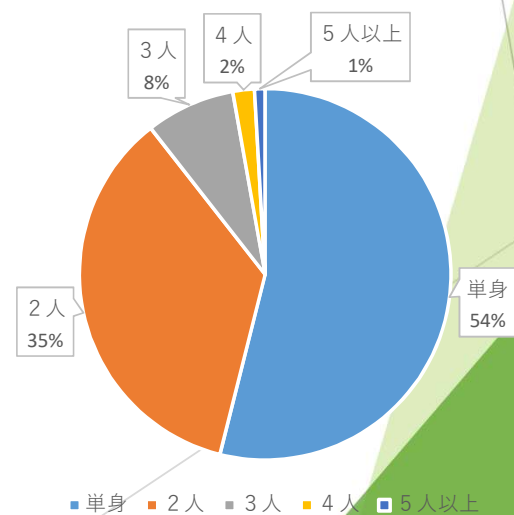
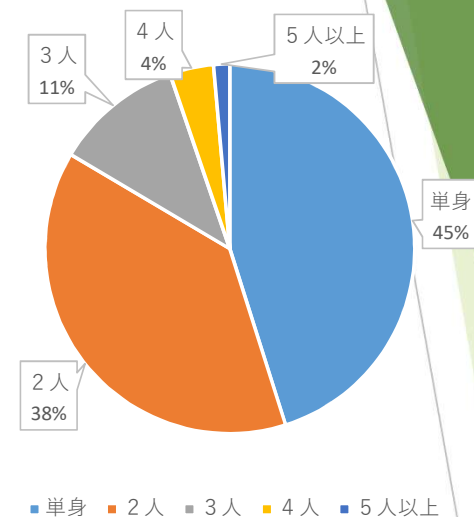
◆ 世帯構成別戸数(令和3年度末)

世帯構成	単身	2人	3人	4人	5人以上	計
世帯数	10,520	8,950	2,619	898	326	23,313
割合 (%)	45.13	38.39	11.23	3.85	1.40	100

◆ 減免該当世帯構成別戸数(令和3年度速報値)

世帯構成	単身	2人	3人	4人	5人以上	計
世帯数	4,437	2,922	640	155	75	8,229
割合 (%)	53.92	35.51	7.78	1.88	0.91	100

➡ **いずれも単身・二人世帯が圧倒的多数**



生活保護費の公営住宅法施行令による月収換算

単位：円

	23年度(3人世帯)	令和4年度			
	標準3人世帯	単身世帯	高齢2人世帯	母子3人世帯	標準3人世帯
世帯構成	33歳(男) 29歳(女) 4歳(子)	38歳	72歳(男) 68歳(女)	32歳(母) 9歳(子) 4歳(子)	33歳(男) 29歳(女) 4歳(子)
生活扶助(夏季)4～10月	152,970	73,720	115,890	184,690	152,120
生活扶助(冬季)11～3月	188,910	86,500	134,030	205,310	172,740
教育扶助	—	—	—	3,680	—
期末一時扶助	40,620	13,520	22,030	22,720	22,720
住宅扶助	46,000	36,000	43,000	46,000	46,000
年額総計	2,607,960	1,394,060	2,019,410	2,979,500	2,544,500
A 給与所得換算	1,642,800	844,060	1,331,200	2,003,200	1,700,800
B 親族控除	760,000		380,000	760,000	760,000
C その他控除	0	100,000	100,000	450,000	100,000
政令月収換算 A - (控除合計) / 12	73,567	62,005	70,933	66,100	70,067
減免基準額	74,000	62,000	71,000	66,000	70,000

生活保護制度における標準世帯

～昭和35年 標準5人世帯

64歳 男
35歳 女
9歳 男
5歳 女
1歳 男



昭和36年～ 標準4人世帯

35歳 男
30歳 女
9歳 男
4歳 女



昭和61年～ 標準3人世帯

33歳 男
29歳 女
4歳 子

現行生活保護基準に合わせた場合の試算(標準3人世帯:男33歳、女29歳、子4歳)

現行制度

基準額	生活保護費 年間支給額	割合	金額	月収額	月収額 (四捨五入)
(円)	(円)	(%)	(円)	(円)	(円)
74,000	2,607,960	100	2,607,960	73,567	74,000
		90	2,347,164	58,400	58,000
		80	2,086,368	43,233	43,000
		70	1,825,572	28,067	28,000

※月収額は、(C)を年収として、公営住宅法施行令等に基づく通常入居者と同様の所得計算をしたもの

試算

基準額	生活保護費 年間支給額	割合	金額	月収額	月収額 (四捨五入)
(円)	(円)	(%)	(円)	(円)	(円)
70,000	2,548,000	100	2,548,000	70,300	70,000
		90	2,293,200	55,367	55,000
		80	2,038,400	40,433	40,000
		70	1,783,600	25,500	26,000



入居者の収入

減額率

28,000円以下の場合

家賃の60%

28,000円を超え43,000円以下の場合

家賃の40%

43,000円を超え58,000円以下の場合

家賃の20%

58,000円を超え74,000円以下の場合

家賃の10%



入居者の収入

減額率

26,000円以下の場合

家賃の60%

26,000円を超え40,000円以下の場合

家賃の40%

40,000円を超え55,000円以下の場合

家賃の20%

55,000円を超え70,000円以下の場合

家賃の10%